

福岡市私道排水設備助成要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号、以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内（処理可能区域を含む。）にある公道及び市が管理する下水道敷地以外の私道について法第10条第1項の排水設備を設置するための工事（以下「設備工事」という。）をする者に対し予算の範囲内で設備工事の一部を助成し生活環境の向上を計ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 私道内の設備工事費の助成は次の各号に掲げる要件を備えている場合に行うものとする。

- (1) 設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の2分の1以上が設備工事完了後くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。
- (2) 私道に2以上の当該宅地が接していること。
- (3) 設備工事費の助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。
- (4) 私道の敷地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。

2 前項に規定する場合のほか市長が特に必要と認めるとき助成することがある。

3 助成の対象は、公募により募集するものとする。

(助成金額)

第3条 設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定した工事費総額の3分の2以内の額とする。

ただし、設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の全戸が設備工事完了後くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う場合は、工事費総額の5分の4以内の額とする。

これらの場合において、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 設備工事費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備工事に着手する前に私道排水設備助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 設備工事の利害関係者全員の承諾書（様式第1の1号）
- (2) 設備工事の設計図及び内訳書（様式第1の2号）
- (3) その他参考となる図面

2 前項の申請を行う場合は代表者1名を選出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ

助成金交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、私道排水設備助成決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（工事施工等）

第6条 前条の規定により助成金交付の決定通知を受けた者は、決定の日から2カ月以内に福岡市排水設備指定工事店により設備工事を完了しなければならない。

- 2 設備工事費の助成金交付決定通知を受けた者は前項の規定により当該工事を行い、工事完了後5日以内に工事完了届（様式第3号）を提出し、工事の完了検査を受けなければならない。

（助成金交付の時期）

第7条 助成金は、設備工事に関し本市が行う工事完了検査に合格したのち交付する。

（維持管理の義務）

第8条 私道内の排水設備の設置者及び共同使用者は、当該排水設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（助成金交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付決定を取消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により設備工事の助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が特別な事情によって取消しの必要があると認めたとき。

（委 任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、道路下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

（期間）

この要綱は、令和 7年 3月 31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(様式第 1 号)

受 付 年 月 日	受 付 番 号	助 成 決 定 金 額
	第 号	円
私道排水設備助成申請書 年 月 日 (あて先) 福 岡 市 長 住 所 申 請 者 氏 名 (代表者) 電 話 () 福岡市私道排水設備助成要綱を遵守し、関係書類を添付のうえ申請します。		
助成申込額	円	
設 備 場 所	福 岡 市 区	
工 事 期 間	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
施 工 者 住所・氏名		
備 考	添 付 資 料 1 私道利害関係者全員の承諾書（様式第 1 の 1 号） 2 設計内訳書、平面図、位置図兼区画図（様式第 1 の 2 号） 3 委任状 4 市税の滞納がないことの証明書 5 字図 6 登記簿謄本	

私道利害関係者承諾書

(あて先) 福岡市長

年 月 日

- 1 私達は「福岡市私道排水設備助成要綱」その他関係法令を了承し、関係者一同一致のうえ申請します。
- 2 補助対象排水設備に後日接続要請がなされた場合、その利益を受ける割合に応じ費用等を負担させ接続に応じます。
- 3 この私道排水設備について、利害関係者との間に生じた紛争、及び排水設備の維持管理については、一切私達の責任で処理します。

○ (区画図番号) 申請者 又は 承諾者	(設備場所) 福岡市 区	
	(住 所)	(氏名)
	(水洗化予定年月日) 年 月 日	(受益者負担金納付番号)
○ (区画図番号) 申請者 又は 承諾者	(設備場所) 福岡市 区	
	(住 所)	(氏名)
	(水洗化予定年月日) 年 月 日	(受益者負担金納付番号)
○ (区画図番号) 申請者 又は 承諾者	(設備場所) 福岡市 区	
	(住 所)	(氏名)
	(水洗化予定年月日) 年 月 日	(受益者負担金納付番号)
○ (区画図番号) 申請者 又は 承諾者	(設備場所) 福岡市 区	
	(住 所)	(氏名)
	(水洗化予定年月日) 年 月 日	(受益者負担金納付番号)

(様式第 3 号)

受付	下記の工事を検査の結果申請書のとおり完了していますので 助成金を交付してよろしいか。(伺) 検査員									
検査										
決裁										
助成金額	局 長		部 長		課 長		係 長		係 員	

私道排水設備助成工事完了届書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

申請者
(代表者) 氏名

電話 ()

決定年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
設備場所	福岡市 区	
工事期間	着工 年 月 日	完了 年 月 日
施工者 住所・氏名		
備考	添付書類 1 助成金請求書 2 助成金の請求並びに受領に関する委任状	